

ALS患者の介護支給量義務付け訴訟判決に関する会長談話

和歌山地方裁判所は2012年4月25日、筋萎縮性側索硬化症（以下「ALS」という。）患者が1日24時間の介護を求めていた裁判で、和歌山市に対し、介護保険と合わせて1日当たり21時間以上の介護支給量を義務付ける判決を言い渡し、和歌山市が控訴を断念したことにより、同判決が確定した。

同判決は、市町村は支給決定に際し、障がいのある人ひとり一人の個別具体的な支援の必要性を考慮するべきとの基本的な考え方を示し、見守りを含めた介護の必要性やALSという疾患の特性も踏まえ、1日当たり8時間余りという従前の支給決定を違法とした。

憲法に基づく基本的人権として、重度の障がいのある人も、障がいの有無により分け隔てられず地域で自立した生活を営む権利を有している。

しかし、現在、十分な介護支給量が保障されず、自立生活を送れずにいる障がいのある人、難病患者が全国に多く存在する。特にALS患者等の医療的ケアを要する者は、公的介護の貧困のために人工呼吸器の装着をためらい、あるべき命を落とす者も少なくない。必要な介護時間の公的な保障は、このような者らが尊厳ある「生」を選択するための前提条件である。

本判決は近時の東京地方裁判所平成18年11月29日判決及び平成22年7月28日判決（第一次・第二次鈴木訴訟判決）、大阪高等裁判所平成23年12月14日判決（石田訴訟判決）等でも示された、市町村は障がいのある人や難病患者の個別事情に則した十分な介護支給量を保障すべきとの法解釈を改めて確認したが、かかる法解釈は既に法理として確立したといえる。

当連合会は、2011年10月7日、第54回人権擁護大会において、「障害者自立支援法を確実に廃止し、障がいのある当事者の意思を最大限尊重し、その権利を保障する総合的な福祉法の制定を求める決議」を採択し、障がいのある人の地域での自立生活を可能とするための支援を量的にも質的にも保障すること強く求めた。更に、2012年2月15日、「障害者自立支援法の確実な廃止を求める会長声明」を公表した。

当連合会は、改めて国に対し上記決議の実現を求めるとともに、何人も障がいの有無に関わらず地域で自立生活を営む権利を有していることを確認し、全ての人に十分な介護支給量が公的に保障される法制度の確立及び運用を国及び市町村に強く求めるものである。

2012年5月14日

日本弁護士連合会
会長 山岸憲司

介護保障を考える 弁護士と障害者の会 全国ネット

重度の障害がある人も地域で自立して生きていけるように。

障害者権利条約が国連で採択され、国でも障害者制度改革が行われていますが、現実に地域で生きていくことには様々な壁があります。

なかでも、この会は、障害者のヘルパーの時間（「支給量」）が自立した生活に必要なだけ保障されるように、障害者団体と障害者の介護保障問題に取り組んできた弁護士らがタッグを組んで、全国各地で力を発揮したいと思っています。

全国各地に無料で支給量裁判等の経験のある弁護士の講師を派遣し、地元弁護士向けの障害ヘルパー制度の支給量の裁判・不服審査請求・支給量の変更申請等のノウハウ勉強会を行います。まずは当会にご連絡いただいたあと、地元の若手の弁護士に支給量変更申請や不服審査請求の代理を依頼し、上記勉強会への参加も依頼してください。

各地弁護士への弁護士費用支払いは自己負担です。（ただし24時間介護保障のない地域での24時間訪問介護の申請など県内に良い影響がある地域の場合は、弁護士費用を助成できる場合があります。）

ヘルパー時間が足りない障害者の支給量を増やすための無料相談も行なっております。まずはご相談ください。（弁護士以外が対応。無料。通常、短時間での相談とさせて頂きます（ただし、当会の判断で、その地域の支給量水準全体に良い影響を与えるようなことが見込まれる場合は、長時間・複数回での相談対応をさせていただくことがあります。）

介護保障を考える弁護士と障害者の会 全国ネット
【事務局】

東京都千代田区神田須田町1丁目3番地 第9NSビル9階 藤岡毅法律事務所
メール：kaigohoshou@gmail.com ホームページ：<http://kaigohoshou.info/>